ロ　プラスチック製燃料タンクにあっては、次に掲げる基準に適合すること。

①　二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車のプラスチック製燃料タンクにあっては、寸法変化に対応でき、直射日光、エンジン等の高温部による温度上昇の少ない取付方法であり、並びに転倒時等において路面と直接衝突しないような構造及び十分な耐候性及び耐燃料性を有すること。

②　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の三輪自動車のプラスチック製燃料タンクは、別添16「乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準」に定める基準に適合すること。

ハ　燃料タンクの注入口及びガス抜口は、次に掲げる基準に適合すること。

①　通常の運行において燃料が容易に漏れない構造であること。

②　排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から300㎜以上離れていること。

③　露出した電気端子及び電気開閉器から200㎜以上離れていること。

④　座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。

ニ　配管は、次に掲げる基準に適合すること。

①　燃料配管の継手、弁等は排気管、消音器等高熱を発する装置に近接して設けられていないこと。ただし、適当な防熱板等で熱が遮断されている場合はこの限りでない。

②　燃料配管は、耐候性及び耐燃料性が十分であることについて試験されたものであること。

③　燃料配管は、車室内に直接露出して配管されていないこと。

ホ　二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8ｔ以上の自動車に限る。）、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の燃料タンクの配置は次に掲げる基準に適合すること。

①　原動機室内に配置されていないこと。ただし、燃料タンクが隔壁、仕切り等により原動機と分離して配置されている等その構造により衝突を受けたときに燃料タンクと原動機が接触する恐れのない自動車にあってはこの限りでない。

②　正面衝突又は追突時に直接損傷を受ける位置に配置されていないこと。

第十八条第１項中「専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車」を「自動車」に、「並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車」を「、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車」に、「別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前項第１号に掲げる基準に適合する場合にあっては、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則8.1.1.に限る）の規定は適用しない。

第十八条第１項に次の各号を加える。

一　自動車（乗車定員10人以上の自動車、車両総重量が2.8ｔを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の燃料タンクにあっては、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則8.及び9.6.に限る。）に適合すること。

二　専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車（車両総重量が2.8ｔを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）及び三輪自動車（乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が2.8ｔを超える自動車を除く。）の燃料タンクにあっては、別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」に適合すること。ただし、協定規則第34号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則8.に限る。）に適合する場合にあっては、この限りでない。

第十八条第１項中「第七号から第八号まで」を「第二号ハ」に改め、同条第四項第１号中「に定める基準とする」を「3.に定める方法により試験を行った結果、同別添4.の基準に適合するものであること」に改める。

第十一条第十四項中「第18条第７項」を「第18条第８項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を削り、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　車枠及び車体のポールとの側面衝突時の乗車人員の保護に係る性能に関し、保安基準第18条第５項の告示で定める基準は、協定規則第135号の技術的な要件（同規則の規則5.に限る。（以下第100条において同じ。））に定める基準とする。

12　保安基準第18条第５項第三号の運転者席の着席基準点とは、人体模型をＩＳＯ6549：1999に規定する着座方法により座席に着座させた場合における人体模型のＨ点（股関節点）の位置又はこれに相当する座席上に設定した設計基準点をいう。

第二十五条第１項第１号中「同規則第３改訂版補足第３改訂版」を「同規則第４改訂版」に改める。

第二十九条第１項中「同規則改訂版補足第２改訂版の規則6.から8.まで及び附則21」を「同規則改訂版補足第３改訂版の規則1.(i)及び(ii)、6.から8.まで並びに附則21」に改め、同条第二項第二号及び第四号中「協定規則第43号改訂版補足第２改訂版」を「協定規則第43号改訂版補足第３改訂版」に改める。

第四十一条第二項を次のように改める。

2　走行用前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第32条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　自動車（次号及び第三号に掲げるものを除く。）に備える走行用前照灯にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第５改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準又は協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第５改訂版の規則5.、6.、7.及び8.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号改訂版補足第５改訂版の規則6.及び協定規則第112号改訂版補足第５改訂版の規則6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第98号改訂版補足第５改訂版の規則9.3.及び協定規則第112号改訂版補足第５改訂版の規則10.2.の規定に適合すればよいものとし、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号の技術的な要件（同規則改訂版補足第５改訂版の規則5.8.（5.8.3.及び5.8.4.を除く。）に限る。）に定める基準及び協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第５改訂版の規則5.3.1.（5.3.1.1.及び5.3.1.2.を除く。）に限る。）に定める基準は適用しないこととし、協定規則第98号改訂版補足第５改訂版の規則5.8.4.及び協定規則第112号改訂版補足第５改訂版の規則5.3.1.2.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

二　最高速度20㎞／ｈ未満の自動車（次号に掲げるものを除く。）、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35㎞／ｈ未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える走行用前照灯にあっては、次に掲げる基準とする。

イ　走行用前照灯は、その全てを同時に照射したときは、夜間にその前方100ｍ（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35㎞／ｈ未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあっては、50ｍ）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は430,000cdを超えないこと。